

# 臨時報告書の訂正報告書



伊藤忠商事株式会社

(E02497)

## 【表紙】

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書   |
| 【提出先】      | 関東財務局長  |
| 【提出日】      | 平成20年4月30日  |
| 【会社名】      | 伊藤忠商事株式会社   |
| 【英訳名】      | ITOCHU Corporation  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小林 栄 三  |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号   |
| 【電話番号】     | 大阪 (06) 6241-2121   |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部 楠 本 邦 一<br>経理部 青 木 茂 樹  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区北青山2丁目5番1号   |
| 【電話番号】     | 東京 (03) 3497-2121   |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務部 武 村 洋 二<br>経理部 馬 場 康 弘  |
| 【縦覧に供する場所】 | 伊藤忠商事株式会社 東京本社<br>(東京都港区北青山2丁目5番1号)<br>伊藤忠商事株式会社 名古屋支社<br>(名古屋市中区錦1丁目5番11号)<br>伊藤忠商事株式会社 九州支社<br>(福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号)<br>伊藤忠商事株式会社 中国支社<br>(広島市中区中町7番32号)<br>伊藤忠商事株式会社 北海道支社<br>(札幌市中央区北三条西4丁目1番地)<br>伊藤忠商事株式会社 東北支社<br>(仙台市青葉区中央1丁目3番1号)<br>伊藤忠商事株式会社 神戸支店<br>(神戸市中央区京町72番地)<br>株式会社大阪証券取引所<br>(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄3丁目8番20号)<br>証券会員制法人福岡証券取引所<br>(福岡市中央区天神2丁目14番2号)<br>証券会員制法人札幌証券取引所<br>(札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1) |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社及び伊藤忠エネクス株式会社（以下、「伊藤忠エネクス」といいます。）は、平成20年3月14日開催のそれぞれの取締役会において、平成20年10月1日（予定）を効力発生日として、当社のエネルギー・トレーディング部門が営む事業のうち石油製品（灯油・軽油等）の国内販売及び日本を起点とした輸出入事業を会社分割により伊藤忠エネクスが承継することを決定し、基本合意書を締結いたしました。当社は、これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、平成20年3月14日に臨時報告書を提出いたしました。

この度、平成20年4月30日開催の当社及び伊藤忠エネクスの取締役会において、当該吸収分割に係る吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

### ① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、伊藤忠エネクスを承継会社とする分社型吸収分割の方法を採用する予定です。なお、当該会社分割に係る吸収分割契約(会社法第757条)(以下、「本吸収分割契約」といいます。)は平成20年4月末日を目処に締結される予定です。

### ② 吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(分割の対価)

伊藤忠エネクスが分割に際して新たに発行する普通株式 7,131,666株及び伊藤忠エネクスが保有する普通株式(自己株式) 4,624,286株の計 11,755,952株を、当社に割当交付する予定です。

### ③ その他の吸収分割契約の内容

本会社分割の効力発生日は平成20年10月1日を予定しております。

伊藤忠エネクスは本会社分割の効力発生日において、石油製品・トレーディング事業に関して、当社と伊藤忠エネクスが合意する資産、債務及び雇用契約その他の権利義務を承継する予定です。

(訂正後)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容、その他の吸収分割契約の内容

### ① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、伊藤忠エネクスを承継会社とする分社型吸収分割の方法を採用致します。なお、当社は当該会社分割に係る吸収分割契約(会社法第757条)(以下、「本吸収分割契約」といいます。)を平成20年4月30日に伊藤忠エネクスとの間で締結いたしました。

### ② 吸収分割会社となる会社に割当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容(分割の対価)

伊藤忠エネクスが分割に際して新たに発行する普通株式 7,131,666株及び伊藤忠エネクスが保有する普通株式(自己株式) 4,624,286株の計 11,755,952株を、当社に割当交付いたします。

### ③ その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割契約の内容は以下のとおりです。

## 吸 収 分 割 契 約 書

伊藤忠商事株式会社（住所：大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号、以下「分割会社」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。）とは、分割会社とその石油製品トレード課及び石油製品課において営んでいる事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

### 第2条（本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数）

承継会社は、本件分割に際して、普通株式 7,131,666株を発行し、承継会社が保有する自己の普通株式 4,624,286株とあわせて、分割会社に対して、分割会社の普通株式 11,755,952株を交付するものとする。

### 第3条（承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項）

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

（1）資本金の増加額

0円

（2）資本準備金の増加額

0円

（3）利益準備金の増加額

0円

### 第4条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手続の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第5条（承継する権利義務）

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

### 第6条（分割承認総会等）

1. 分割会社は、会社法第784条第3項の定めに従って、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、分割会社が必要と判断した場合には、分割会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

### 第7条（公租公課等の負担）

第5条に基づき本件分割による承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

## 第8条（分割会社の表明及び保証）

1. 分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。  
本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

## 第9条（承継会社の表明及び保証）

1. 承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。  
本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

## 第10条（補償）

1. 本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。
2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に11,755,952株を乗じた額を上限とするものとする。

## 第11条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第12条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠ペトロリアム株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月30日

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号  
伊藤忠商事株式会社  
代表取締役専務取締役 小林 洋 一

東京都目黒区目黒一丁目24番12号  
伊藤忠エネクス株式会社  
代表取締役社長 小 寺 明

別紙1

1. 承継対象権利義務から除外される債務

本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約

本事業に従事する分割会社の従業員と分割会社との間の全ての雇用契約

以 上

## 吸 収 分 割 契 約 書

伊藤忠ペトロリアム株式会社（住所：東京都港区北青山二丁目5番1号、以下「分割会社」という。）と伊藤忠エネクス株式会社（住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号、以下「承継会社」といい、分割会社とあわせて、以下「本当事者」という。）とは、分割会社が営んでいる事業（但し、ITOCHU Petroleum Co., (Singapore) Pte. Ltd. の株式保有及び経営管理に係る事業を除く。）（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、承継会社が吸収分割により承継すること（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり合意したので、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（吸収分割）

分割会社は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社が本事業に関して有する権利義務を分割して承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

## 第2条（本件分割に際して承継会社が交付する株式の種類及びその数）

承継会社は、本件分割に際して、普通株式 13,392,857株を発行し、その全てを分割会社に対して交付するものとする。

## 第3条（承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に関する事項）

本件分割により増加すべき承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

## (1) 資本金の増加額

0円

## (2) 資本準備金の増加額

0円

## (3) 利益準備金の増加額

0円

## 第4条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本件分割の手続の進行上の必要性その他の事由により、本当事者間で協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

## 第5条（承継する権利義務）

承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務は、本効力発生日において本事業に属する一切の資産、債務その他の権利義務（雇用契約に係る契約上の地位及び権利義務を含む。）（以下「承継対象権利義務」という。）とする。但し、別紙1記載の資産、債務その他の権利義務は承継対象権利義務から除くものとする。なお、承継対象権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、合意等を要するものについては、当該許認可、承諾、合意等の取得を条件とする。

## 第6条（分割承認総会等）

1. 分割会社は、本効力発生日の前日までに株主総会を招集して、本契約の承認その他本件分割に必要な事項及び第7条に定める剰余金の配当に関する承認を得るものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第3項本文の定めに従って、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。但し、承継会社が必要と判断した場合には、承継会社が株主総会を開催して本契約の承認を求めることを妨げない。

## 第7条（剰余金の配当）

分割会社は、本効力発生日に、第2条に基づき承継会社から交付を受けた承継会社の普通株式 13,392,857株全てを配当財産として、第6条第1項に定める分割会社の株主総会の決議に従って、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）に対して剰余金の配当を行うものとする。

## 第8条（公租公課等の負担）

第5条に基づき承継対象権利義務に係る公租公課等は、本効力発生日の前日までは、分割会社が、本効力発生日からは、承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

## 第9条（分割会社の表明及び保証）

1. 分割会社は、承継会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。  
本件分割に関し、分割会社又はそのアドバイザーが、承継会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、承継会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。分割会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、承継会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 分割会社は、前項に規定された分割会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに承継会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

## 第10条（承継会社の表明及び保証）

1. 承継会社は、分割会社に対して、本契約締結日現在及び本効力発生日現在において、以下の事項が真実且つ正確であることを表明し、保証する。  
本件分割に関し、承継会社又はそのアドバイザーが、分割会社又はそのアドバイザーの要求に基づき、分割会社又はそのアドバイザーに対して開示又は提供した一切の資料その他の情報（本件分割に関する契約の締結日以前に提供されると以後に提供されるとを問わず、書面により開示されると口頭により開示されるとを問わない。）は、重要な点において全て正確且つ真実であり、必要な情報を欠いておらず、誤解を招くおそれのあるものは一切含まれていない。承継会社が合理的な調査を尽くした上で認識する限り、本件分割の実行に重大な悪影響を及ぼす事象又はそのような影響を及ぼす合理的なおそれのある事象に関する情報であって、分割会社に開示又は提供されていないものは存在しない。
2. 承継会社は、前項に規定された承継会社の表明及び保証に違反する事柄が判明した場合には、直ちに分割会社に対してその旨及び当該違反の具体的内容を書面により通知するものとする。

## 第11条（損害賠償等）

1. 本当事者は、前2条に定める自らの表明及び保証の違反により相手方当事者に生じた損害を補償するものとする。
2. 本条第1項に基づく補償責任は、当該損害の発生が、本効力発生日後2年以内に、当該補償を請求する当事者により書面をもって請求された場合に限り生じるものとし、累計で本契約締結日の株式会社東京証券取引所における承継会社普通株式の終値に13,392,857株を乗じた額を上限とするものとする。

## 第12条（本契約の変更・解除）

本契約締結日後本効力発生日までに、本契約に定める当事者の表明及び保証の重大な違反が判明した場合、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本件分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られなかった場合、分割会社若しくは承継会社の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本件分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、本当事者は協議し合意の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第13条（本契約の効力）

本契約は、本日付けで伊藤忠商事株式会社と承継会社との間で締結される別紙2の吸収分割契約に定める吸収分割の効力が本効力発生日において生じない場合は、その効力を失う。

第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、本当事者は誠意をもって協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年4月30日

東京都港区北青山二丁目5番1号  
伊藤忠ペトロリアム株式会社  
代表取締役社長 笹原 則 章

東京都目黒区目黒一丁目24番12号  
伊藤忠エネクス株式会社  
代表取締役社長 小 寺 明

別紙1

1. 承継対象権利義務から除外される債務

本効力発生日の前日までに発生した本事業に係る租税債務

2. 承継対象権利義務から除外される契約

- (1) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成15年4月1日付「事前了解並びにご報告頂きたい事項に就いて」と題する書面に基づく、事前了解事項又は報告事項に関する合意
- (2) 伊藤忠商事と分割会社との間の業務委託に関する平成10年10月1日付「覚書」及び同覚書に関連する一切の合意及び取決め
- (3) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「短期ターム貸付取引契約書」
- (4) 伊藤忠商事と分割会社との間の平成19年4月2日付「グループCMSゼロバランスサービス基本契約書」
- (5) 分割会社と中小企業退職金共済事業団との間の退職金共済契約

以 上

(訂正前)

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

② 算定の経緯

< 中略 >

また、上記割当株式数は、その前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、本吸収分割契約において変更されることがあります。

(訂正後)

(4) 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

② 算定の経緯

< 中略 >

(削除)

以上